



ISSN 0385-0838

第 111 号

発行所

亜細亜大学アジア研究所

東京都武蔵野市境5-24-10

電話 0422 (54) 3111

郵便番号 180-8629

棚田からみるアジア

棚田の公益的な機能についての評価

春山成子

はじめに

世界遺産に指定されているものの多くは、単位面積が小さく、対象がはつきりとしているもの、具象的な神社、宮殿といった建物もあるが、フィリピン・ルソン島東部にあるイフガオの棚田も、また、世界遺産指定を受けたものである。稲を植えている、このような水田が世界遺産指定を受けていることを知っている人はどのくらいいるのであろうか？無論、そびえたつイフガオの棚田はたゆまない人間活動の記念碑

であり、労働の賜物であり、なおかつ、水のピラミッドといえよう。

日本でも石川県能登の白米地区の棚田が文化財指定を受けた。ついで、長野県更埴市の田毎の月の棚田が注目されている。このような水田はだれでもが見慣れた風景であって、しかも、実に生活のにおいが漂う農業空間でもある。そしてそこには水田を耕す農夫がいる。しかし、このような見慣れた景観をもつ地域が丸ごと文化的景観として、文化財として高い評価を受けている。

同じような中山間地域としてはイタリアの中

目次

棚田からみるアジア 棚田の公益的な機能についての評価	春山 成子	(1)
国民皆保険に着手したフィリピン	野沢 勝美	(4)
問い直される在日朝鮮人「科協」と北朝鮮の関係	安部 桂司	(6)
《書評》ニクラス・エバースタット『北朝鮮最期の日』	野副 伸一	(10)
『アジアの窓』香港のデモと「一國兩制」	小林 照直	(12)
アジア研究所だより		(12)

世の町と村落もあげられよう。ひとつはアジアにあり、ひとつはヨーロッパにあり、いづれ異なる自然景観のなかに営まれている農業景観である。中山間地域の経済的に見たら価値が無いように思える、労働が大変で多くの労働者が逃げ出していった傾斜地の条件不利地域の農業がここまで評価されている理由はどこにあるのだろうか？

棚田は今

河川の流域圏がとわれたのは第三次全国総合

開発時代からである。定住圏としての河川流域の評価のみならず、当時、汚濁水質が顕在化していた河川の上下流の調整、農業においては利水の上下流の調整までが問われていたのである。河川を流域的視野から見ると、広い視野から流域管理を評価することが求められていたにもかかわらず、当時においては、現実的な問題として河川流域の中における個別地域で対応可能な環境認識のみが先行していた。

このような河川環境理念は一九九〇年代で終焉を迎えている。一九九七年に新河川法が成立することで、河川の自然環境・社会環境を創造することによつて市民権が得られるようになった。グローバルに見てみると、どの国においても、河川と河川を取り巻く自然環境は、長期的環境変動を大きく反映しており、さらに、人間活動の結果の開発圧力を受けて、その応答も出やすい。きわめてヴェイジユアルな環境を人間の目に焼き付けてくれる。

河川環境は河川地理学的に見てみると、上流、中流、下流のシステム系の中にあり、各々は地質、地形、植生、気候などのファクターによつて支配されている。これはすなわち、河川上流地域に位置している中山間地域が十分に環境を保全されることが、河川下流地域の平野での人間活等に健全さをもたらすことができるということを示している。

近年、中山間地域の過疎化とともに、急傾斜地農業地域における耕作放棄が問題となっている。ある研究者は耕作放棄後の水田は元の林野に戻るの、自然のひとつのシナリオである

う。しかし、多くの食料を海外に依存している日本のような国において、食料安全保障的な立場からみると、将来、食料生産地域として再現させようとしたとき、一度放棄された傾斜地水田を復田させるために、大きな手数のかかる。このようなことを考えに入れると、残すことが可能な傾斜地水田を保全していく活動は重要である。

棚田と公益的な機能

勾配一／二〇以上、面積一haの棚田は全国で一三八八二箇所、九〇一市町村に分布するが北海道、青森県、茨城県、埼玉県には少なく、地形・地質からみて、棚田の多くは第三紀丘陵、火山山麓緩斜面、地すべり地に立地している。傾斜地農業は過重労働・機械化の困難性から過疎化が進み、一九九三年には全国で棚田一二％が耕作放棄されるに至った（中嶋一九九）。

一九九〇年の中山間地域総合整備事業の開始は中山間地農業を労働集約・高付加価値型の農業と位置付けて農林産物素材の加工、観光振興などへの価値づけを可能とさせ、省庁連携下で生活環境と定住条件を整備して地域資源の適切な利用・管理の方向性を支持させることになった。一九九三年、総合農地防災事業、ふるさと水と土保全対策が開始すると、棚田の存在が、
1) 耕作継続が河川流域の生態系を保全し、
2) 日本の原風景である景観美を創造し、
3) 稲作文化と歴史的な意義を有し、さらに、
4) 環境教育の場の提供も可能であるといった評価

も得るようになった（春山一九九五、中嶋一九九九）。

さらに、早瀬（一九九九）は棚田二・一haが約六・六億m³の洪水流を貯留し、豪雨時の流出率を抑制するとしたが、このような観点からすれば、棚田耕作継続が将来的にはダム治水に頼らない流域管理の方向性、治水対策への構造物建設を伴わないソフトな代替案としての意義も高いといえよう。

棚田再評価への動きは、農水省の棚田百選、文化庁の長野県更埴市・石川県白米の棚田名勝指定にも反映されたが、広域連携で農地保全の支援体制を整備するきっかけともなり、棚田保全運動は棚田オーナー制にみるように全国的展開を示すことになる。

棚田保全の動き

一九五六年の石川県白米千枚田の文化財指定、景勝保存基金の設置で棚田保存は可能となったが、一九六〇年以降の中山間地域の過疎化は急速な棚田耕作放棄を進めた。このような中、一九九二年に高知県梼原町で「棚田オーナー制」が全国に先駆け実施され、一九九四年には棚田保全と地域活性化を目的として棚田を保有する一六市町村、劇団ふるさとキャラバンを中心に全国棚田連絡協議会準備会が発足した。高齢化と人口減少で耕作困難な棚田の労働力を村内労働に留めず、村外の都市住民に委ね積極的に農村に受け入れ耕作を継続し、棚田保全を実現しようとする発想の転換期である。

一九九五、棚田保全に賛同した西日本二四地方自治体、関東地方中心とする五団体、二六個人・賛助会員が母体となり全国棚田連絡協議会は組織化された。首長会議である第一回棚田サミットは高知県梶原町で開催され、棚田の公益的機能に注目し、棚田保全の重要性と耕作継続への意義の合意をみた。第二回サミットは佐賀県西有田町、第三回は長野県更埴市、第四回は新潟県安塚町、第五回目を三重県紀和町、第六回目を福岡県浮羽町・星野村二町で開催し、年第七回目を石川県輪島市に引き継いだ。

全国的視野にたち、協議会の活動拠点は特定地域に留めず広域連携の運営方針をとったことに特色がある。協議会は棚田を保有する地方自治体を中心に組織化されているが、東京に事務局をおく劇団ふるさとキャラバンが棚田保全活動の全国的ネットワーク化と情報の収集、機関紙「ライステラス」による情報発信までを行い、都市住民である個人・賛助会員相互の意見集約の機能も担っている。このような棚田支援ネットワーク形成そのものが、農村・都市の交流活動の活性化を促すことになり、設立当初、協議会加盟団体は中・四国へと運動は波及していった。

環境の時代へのメッセージは棚田から

今まさに、環境の時代である。ヨーロッパにおける中山間地域の条件不利地域で中山間地の直接支払い制度が生まれたのは三〇年も前のこ

とである。どの国においても、経済的には見合わない農業への切捨てが考えられていたが、環境をよりよく保つために、中山間地域の存在は「洪水緩和、地すべり緩和などの国土保全の機能」、「人間生活のアメニティー」を与え、「休養を必要とする都市民のための健康・療養的な機能」を担い、「生き物をはぐくむ環境」を保持していることが評価された。耕作継続が河川下流域への環境緩和になり、人間の活動をフオーする。このような視点から中山間地域の農業の存在そのものに税金をかけることになったのである。

このような動きは、(1) 河川流域の上流域域を持つ河川生態系が流域規模の影響を与えるものであることが合意されていること、また、(2) 沖積平野を対象地域として都市圏が拡大するとともに、河川環境は変化したこと、河川環境変化とともに、(3) 従来、河川環境が保持していた公益的の多面的な機能が失われてきたこと、(4) 人工的な河川空間が与える人間のサイコロジックの変化と社会問題、(5) 河川の水質悪化にともなう環境汚染、(6) 地域の歴史的文化財としての河川および河川構造物の喪失、(7) 各河川流域の持つ流域文化の喪失など多分野に影響を波及している。すなわち、文化として歴史として景観として、河川上流域域にある棚田が環境保全のための活動の視点として再認識されている。

(はるやましげこ・東京大学大学院新領域創成科学研究科助教)

中国・「退耕還林」を継続中

九八年の長江大洪水を契機に、中国では傾斜度二五度以上の耕地を林や草地に戻すプロジェクトが推進されてきた。このプロジェクトの目的は土石流、砂漠化の防止といった生態環境の改善ばかりでなく、農業生産構造の調整や山地農民の貧困救済をも含むものであった。

耕地を林や草地に戻す農家には、一ムー(〇・六七ha)当り次のような補助が行われている。即ち食糧(長江上流域一五〇kg、黄河上流域一〇〇kg)、補助金(二〇元)および種苗代(五〇元)の給付である。これらの補助期間は、果樹などの経済林で五年、生態林(自然林)で八年とし、八〇%以上は生態林とすることが義務づけられている。

九九年一〇月に四川省、陝西省および甘粛省を実験地として始まった「退耕還林」は、その後実施地域が吉林省、黒龍江省など東北地区にも拡大され、二〇〇二年末までには二七五万haの耕地が林草地に戻されている。

この間、農民が収入に直結する経済林を選好しがちである。補助金が農民の手に届かない、逆に村ぐるみで補助金を搾取する、苗木の根付率が低いなど、多くの問題が報じられてきたが、二〇〇二年十二月には九九年以来の一連の通達が法制化されている。

「退耕還林条例」の分布は、「退耕還林」政策の更なる継続(二〇一〇年まで)を保証することになる。